
(令和6年10月18日掲載)

子どもの権利 具体的に



.....

山崎 聡一郎 (やまさき・そういちろう)

教育研究者・俳優・写真家。東京大学大学院学際情報学府在学中。慶應義塾大学総合政策学部卒業。一橋大学大学院社会学研究科修士課程修了。修士(社会学)。研究テーマは「法教育を通じたいじめ問題解決」。著書に「こども六法」(弘文堂)がある。ミュージカル俳優としての顔も持つ。合同会社 Art & Arts 代表。

.....

「子どもの人権をどう守るか」というテーマは、子育てや教育に携わる人や、関心のある人々にとって重要なテーマであり続けた。そのような人々にとってのバイブルのような存在が「子どもの権利条約」という1989年に採択された条約だと言っていい。

2019年に出版した小著「こども六法」は、いじめなどに悩む子どもに分かりやすく法律の知識を伝えたものだが、「どうして子どもの権利条約が掲載されていないのか」とおしかりを受けたことも多々あった。しかし実は、子どもの権利条約には平易な抄訳がユニセフ(国連児童基金)のホームページに掲載されており、わざわざ「こども六法」で取り上げるまでもなかったのである。

一方で、長きにわたって子どもの人権擁護に取り組む重要性が叫ばれてきた中で、果たして子どもの権利条約でうたわれている「子どもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体である」という理念や考え方は浸透してきたのであろうか。

「こども六法」が刊行された際に、「子どもが法律を知ると生意気になる」という批判が少なからず寄せられた。法的根拠に立脚して論理的に意見表明することは、「生意気」とは最も対極にある態度だと私は思うのだが、その態度が嫌われるような風土では子どもの人権擁護への道のりは遠いだろう。だが、「こども六法」の発行部数が誰も想定し得なかった規模となったことは、希望でもある。子どもと子どもを取り巻く大人は法律を知っておくべきだという認識が広まっていることの証左と考えられるからだ。

日本の子どもは幸せなことに、戦争に動員されることはなく、勉学の機会を奪われて強制労働させられることもまずない。しかし、暴力から守られる権利や遊ぶ権利など、子どもの権利条約で擁護される権利が脅かされている子どもはゼロではないし、「子どもの意見表明権」は考えたことも聞いたこともないという人もいよう。

子どもにとって必要なことや、喜ばしいことは、子どもが一番知っているはずだ。それに、子どもに関する政策の決定プロセスに子どもを参加させることは、子どもの市民性を育成する上でも効果的であろう。一方で、いざ子どもに意見を求めたところで、「勉強しないでゲームだけしていたい」「早くお金を稼いで好きなものを好きなだけ買いたい」のような意見ばかりが出てきたのでは参考にならず、有意義でもなく、反映もできないので当の子どもにとってもやりがいがいい。子どもの意見表明権を保障するためには、「言いたいことを言わせる」だけでなく、「有意義な意見表明を支援する」必要があるわけだ。

近年、ようやくその認識を広めるための具体的な施策が進められようとしている。2023年に施行された「こども基本法」と、同年設置された「こども家庭庁」によって、子どもの権利条約で定められた考え方や取り組みの在り方が、ようやく日本の状況に即した形になろうとしているのだ。

人権は目に見えないし、手で触れることもできない、概念的なものだ。それが擁護されている具体的な状況を積み重ねることでしか、人権擁護は実現できない。「人権は大切だ」と口で言うだけでなく、実際に人権を擁護する行動を積み重ねていくことを心がけたい。子どもの権利擁護についてその積み重ねが結果しようとしている今、あなたはどのような行動を重ねられるか、考える機会を持ってほしい。